

公開買付対象株式（ティアック株式会社普通株式）をお持ちの方々へ

（公開買付代理人）

東京都中央区日本橋兜町 4-2

フィリップ証券株式会社

応募手続きのご案内

本公開買付に係る公開買付代理人業務については、フィリップ証券株式会社（以下「フィリップ証券」）が行いますので、本公開買付への応募ならびにお問合せにつきましては、**フィリップ証券コールセンターTOB専用ダイヤル（TEL 0120-654-531 平日 9:00-17:00）**にお気軽にお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

応募手続きの概要

- （1）本公開買付については、フィリップ証券以外の証券会社を経由した応募の受付は行われません。
- （2）本公開買付のお問合せ及び申込みに関しては、当社のホームページ上及びメールでは一切お取扱いしておりません。当社コールセンターにご連絡ください。
- （3）フィリップ証券にお取引口座をお持ちでない場合、応募に先立って口座開設及び株式振替手続きが必要となりますのでご注意ください。
- （4）応募に際しては、「公開買付応募申込書」に所定の事項をご記入の上、ご応募ください。なお、「公開買付応募申込書」は、フィリップ証券コールセンターにご請求ください。
- （5）公開買付期間は **2020年5月25日(月)から2020年6月23日(火)まで（22営業日）**です。なお、最終日の応募受付につきましては15時で締め切らせていただきます。

※ 本公開買付の詳細につきましては、公開買付届出書、公開買付説明書等でご確認ください。

1. フィリップ証券での口座開設について

フィリップ証券コールセンターにご連絡ください。口座開設に必要な書類を郵送いたします。ご返送の際、本人確認書類（注1）の同封をお願い

いします。なお、口座開設書類等の郵送でのやり取りには時間を要します。コールセンターへの口座開設書類のご請求は、**5月29日（金）**を目途にお願いいたします。

※口座開設には、お時間がかかる場合がございますので**6月5日（金）**を目途に口座開設書類がフィリップ証券に到着するようお手続きください。なお、それ以降の受付やご提出いただいた書類に不備がある場合は、応募手続きの全て（口座開設、株式振替、公開買付の応募）が公開買付期間内に完了しない可能性もありますのでご了承ください。

2. 株式振替手続きについて

株式がフィリップ証券以外の証券会社や特別口座に記録されている場合は、株式の振替手続きに時間を要するため、**6月15日（月）**を目途に、振替手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

それ以降にお手続きをされる場合は、株式振替手続きが公開買付期間内に完了しない可能性もありますのでご注意ください。

ケース1 株式がフィリップ証券のお取引口座に記録されている場合は株式に関するお手続きは特に必要ありません。

ケース2 株式がフィリップ証券以外の証券会社のお取引口座に記録されている場合は、あらかじめお取引先の証券会社にて、株式をフィリップ証券のお取引口座に振替える手続きをお取りください。

ケース3 株式が特別口座に記録されている場合（注2）は、フィリップ証券のお取引口座に振替えるお手続きをお取りください。

※上記振替手続きには、1週間～2週間程度を要する場合もございますので、早めにお手続きください。

3. 公開買付の応募について

「公開買付応募申込書」に所定の事項をご記入の上、フィリップ証券コールセンター宛にご郵送ください。

「公開買付応募申込書」が**最終日の15時**までにフィリップ証券に到着していることが必要となりますので、余裕を持ってご郵送ください。

※「公開買付応募申込書」は、フィリップ証券コールセンターにご請求ください。

4. 決済の方法

買付等の決済は、フィリップ証券が行います。なお、決済の開始日は、**2020年6月25日（木）**です。

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付による買付等の通知書をお客様（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付は、現金にて行います。公開買付された株券等に係る売却代金は、お客様の指定した銀行口座等へ送金してお支払いします。

(注1)

イ) 本人確認書類のご提示について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、フィリップ証券において新規に証券取引口座を開設される場合または日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合に本人確認書類等が必要となっております。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等の施行に伴い、証券会社への個人番号（マイナンバー）の提示が法律で義務付けられており、個人番号・法人番号の確認および本人確認が必要となっております。

詳しくは、フィリップ証券コールセンターまでお問い合わせください。

ロ) マイナンバー（個人番号）・法人番号および本人確認書類等について

〈個人〉

パターン	マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	本人確認書類
1	個人番号カード（両面のコピー）（裏面は本人確認書類となります）	
2	通知カード（コピー）	顔写真付の書類いずれか1点（コピー） ・運転免許証、在留カード、特別永住者証明書等
3	通知カード（コピー）	写真なしの書類いずれか2点 ・各種保険の被保険者証（コピー）、印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書等
4	個人番号（マイナンバー）の記載された住民票の写し または 住民票記載事項証明書	顔写真付の書類いずれか1点 ・《パターン2に同じ》
5		顔写真なしの書類いずれか1点 ・《パターン3に同じ》 （住民票の写し・住民票記載事項証明書以外）

〈法人〉

パターン	法人番号を確認するための書類	本人確認書類
1	法人番号指定通知書（コピー、発行から6ヶ月以内）	
2	法人番号指定通知書 （コピー、発行から6ヶ月超のもの）	・登記事項証明書 （発行から6ヶ月以内のもの）
3	法人番号確認書類 （6ヶ月以内に作成されたもの） （注）法人番号印刷書類は国税庁法人番号公表サイトからお客さまに出力いただく書類です。出力方法等の詳細は国税庁法人番号公表サイトをご確認ください。	・登記事項証明書 （発行から6ヶ月以内のもの）

*法人自体の本人確認に加え、取引担当者個人の本人確認も必要となります（マイナンバーは不要です）。次の書類のうち、いずれか2点をご提出ください。

法人の取引担当者個人の本人確認書類（以下の書類のうち、いずれか2点）		
・個人番号カード（表面コピー）	・運転免許証（コピー）	・住民基本台帳カード（コピー）
・特別永住者証明書（コピー）	・在留カード（コピー）	・各種保険の被保険者証（コピー）
・印鑑登録証明書（原本）	・住民票の写し（原本）	・住民票記載事項証明書（原本）

〈外国人株主〉

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との委任契約に係る委任状または契約書（当該外国人株主の氏名または名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写しならびに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本政府の承認した外国政府もしくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 特別口座からフィリップ証券のお取引口座への振替手続きについて

ほふりに預託されていない株式は、株主名簿管理人である特別口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）に開設される特別口座に残高が移行されております。特別口座では本公開買付けに応募できません。フィリップ証券のお取引口座への振替手続きに際して株主名簿管理人への口座振替申請書の提出が必要になります。振替に際しては、以下の点にご注意ください。

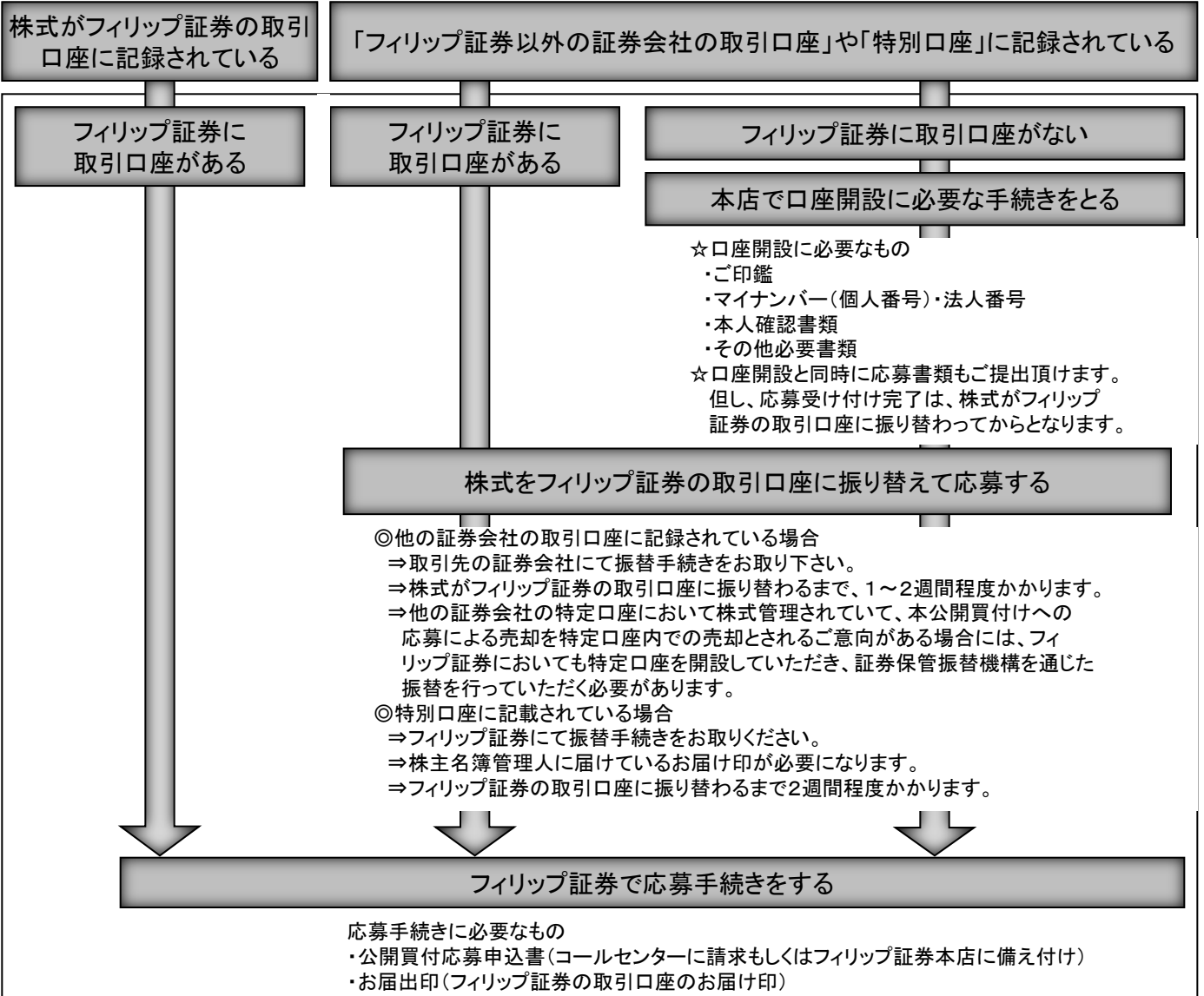
- ① 特別口座からフィリップ証券のお取引口座への振替は、同一氏名の口座に限られております。
- ② 振替える株数は、特別口座に記録された株数以内としてください。
- ③ 口座振替申請書は、株主名簿管理人に届け出ている印鑑を押印してください。
- ④ 口座振替申請書の「届出印」「住所」「氏名」が株主名簿管理人に届け出たものと異なる等の不備があった場合は、株主名簿管理人は口座振替申請書を受け付けません。株主名簿管理人からの返戻に時間を要する場合がありますので不備がないように十分ご注意ください。

個人株主に対する公開買付により買付けられた株式に対する課税関係について

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。公開買付への応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認をいただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

※この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する最終決定はご自身のご判断でお願いいたします。

公開買付けへの応募手続きについて



【マイナンバー(個人番号)・法人番号および本人確認書類について】

個人	法人
〈マイナンバー(個人番号)確認書類〉 通知カード、 個人番号記載の住民票の写し等 〈本人確認書類〉 運転免許証、健康保険証等 【本人特定事項】 ①氏名 ②住所 ③生年月日	〈法人番号確認書類〉 法人番号指定通知書、法人番号確認書類 〈所在地確認書類〉 登記簿謄本 【本人特定事項】 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地 法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約の締結等の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

【個人株主の課税について】

日本居住者である個人株主の方につきましては、公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。課税上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご確認をいただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

上記はあくまで一般的な手続きを簡略化したものです。特に、税務上の問題は勘案しておりませんので、ご自身でご確認をいただきますよう、お願いいたします。個別の手続きにつきましてはフィリップ証券本店にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。なお、手続きに日数を要する場合がありますので、早めにご連絡ください。